

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

1. 改正内容

- ・ 個人所得課税の見直しに伴う低所得世帯に対する保険料軽減基準額の調整

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替）により、給与収入から給与所得控除を行った後の所得額又は公的年金等所得から公的年金等控除を行った後の所得額が10万円増額となるため、給与所得者等がいる世帯に影響が及ばないよう、軽減基準額を1人当たり10万円増額する。（第18条、附則第7項関係）

	現 行	改 正 案
7割軽減基準額	基礎控除額(33万円)	基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)
5割軽減基準額	基礎控除額(33万円) +28.5万円×被保険者数	基礎控除額(43万円) +28.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減基準額	基礎控除額(33万円) +52万円×被保険者数	基礎控除額(43万円) +52万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)

被保険者数：同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

給与所得者等：給与の収入金額が55万円を超える者、65歳未満で年金等の収入金額が60万円を超える者及び65歳以上で年金等の収入金額が125万円を超える者

2. 適用

令和3年度以後の年度分の保険料から適用